

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社NSD		コード	9759
提出日	2026/6/2	異動(予定)日	2026/6/25	
独立役員届出書の提出理由	2026年6月25日開催予定の定時株主総会に社外役員の選任議案付議のため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	梶原 祐理子	社外取締役	○														△		有
2	川股 篤博	社外取締役	○															○	有
3	武内 徹	社外取締役	○															○	有
4	吉田 和美	社外取締役	○															○	新任
5	田村 哲雄	社外監査役	○															○	新任
6	西浦 千栄子	社外監査役	○															○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	梶原祐理子氏の出身である日本放送協会と当社企業集団の間には、システム開発等の取引関係がございますが、2026年3月期における取引額の割合は、同社事業収入及び当社企業集団の連結売上高の0.08%未満と僅少であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。	・梶原祐理子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものです。 ・同氏は、公共放送で培った社会課題等に対する高い見識及びガバナンスに対する豊富な経験を有しております。これらの経験や見識などを活かし、取締役会やガバナンス委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れるとと考えております。
2	—	・川股篤博氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものです。 ・同氏は、日本たばこ産業株式会社(含 テーブルマーク株式会社)の経営者として国内外において培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しております。これらの経験や見識などを活かし、取締役会やガバナンス委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れるとと考えております。なお、2026年3月期において、当社企業集団と日本たばこ産業株式会社の企業集団との間に取引関係はございません。
3	—	・武内徹氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものです。 ・同氏は、日東電工株式会社の経営者として国内外において培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しております。これらの経験や見識などを活かし、取締役会やガバナンス委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れるとと考えております。なお、2026年3月期において、当社企業集団と日東電工株式会社の企業集団との間に取引関係はございません。
4	—	・吉田和美氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものです。 ・同氏は、シンクや証券会社における研究員・クオンツアナリストの職務に携わり、金融分野における幅広い知見を有しております。また、弁護士として培った豊富な経験や法務全般に関する専門的知見を有しております。これらの経験や見識を活かし、取締役会やガバナンス委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れるとと考えております。なお、同氏が所属する石本哲敏法律事務所と当社企業集団との間に顧問契約はなく、2026年3月期において報酬の支払いはございません。
5	—	・田村哲雄氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものです。 ・同氏は、弁護士として培った豊富な経験や企業法務全般において多岐にわたる専門的な知見を有しております。これらの経験や見識を活かし、取締役会や監査役会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れるとと考えております。なお、同氏が所長である法律事務所虎ノ門法律舎と当社企業集団との間に顧問契約はなく、2026年3月期において報酬の支払いはございません。
6	—	・西浦千栄子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものです。 ・同氏は、公認会計士として培った豊富な経験や会計全般に関する専門的知見を有しております。これらの経験や見識を活かし、取締役会や監査役会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れるとと考えております。なお、同氏が所長である西浦公認会計士事務所と当社企業集団との間に顧問契約はなく、2026年3月期において報酬の支払いはございません。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(1.及び5のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。